

別記 県内に住所を有しない者の営む知事許可漁業における
制限措置

(大分県)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
中型まき 網漁業	いわし、あ じ、さばま き網漁業	3 隻	6 トン未満 450 キロワット (旧馬力90) 以下 6 トン以上 10 トン未満 540 キロワット (旧馬力120) 以下 10 トン以上 15 トン未満 670 キロワット (旧馬力160) 以下 15 トン以上 20 トン未満 890 キロワット (旧馬力190) 以下	愛媛県西宇和郡伊方町童子鼻と大分県大分市 高島東端とを結んだ直線以南の宇和海 ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～ 12. 31	大分県知事から中 型まき網漁業の許 可を受けた者であ って、大分・愛媛両 県沖合におけるま き網漁業の操業に 関する覚書に参加 する者
はえ縄漁 業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	26 隻	定めなし	宇和海 ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～ 12. 31	大分県及び愛媛県 との間におけるは えなわ漁業の相互 入漁に関する覚書 に基づいて入漁す る大分県に漁業根 拠地を有する者
	ふぐはえ縄 漁業		定めなし	宇和海 ただし、共同漁業権漁場区域を除く。		